

# 路面電車車内ジャック広告販売要領

(令和2年4月1日 制定)

## 1 目的

この要領は、路面電車8500形車両において、当社が指定する車両1両の各種ステッカー及び音声広告を除いた広告スペースを使用して掲出する「路面電車車内ジャック広告」の販売にあたって必要な事項を定めるものです。なお、広告申込み、受付、デザイン審査、掲出申込みの取消し等の各手続きについては、一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車広告受付管理要領によるものとします。

## 2 掲出対象となる広告媒体と掲出位置

広告の掲出対象となる広告媒体は次のとおりとし、その掲出図面は、別紙のとおりとします。

- (1) 路面電車中づりポスター（以下「中づり」といいます。）
- (2) 路面電車車内まど上ポスター（以下「まど上」といいます。）
- (3) 路面電車車内運転台背面ポスター（以下「運転台背面」といいます。）
- (4) 路面電車車内パンフレット（以下「パンフレット」といいます。）

## 3 掲出数量

「2 掲出の対象となる広告媒体」に記載の路面電車1両に対する掲出を1枠とします。

## 4 販売枠数

1枠とします。

## 5 掲出車両

8500形車両とします。使用する車両については、申込受付後、当社が指定します。

## 6 掲出期間

掲出期間は2週間（掲出開始日は土曜日、掲出終了日は金曜日）とします。

## 7 広告料金（税別）

広告料金は2週間あたり100,000円とします。消費税及び地方消費税の額は、消費税法及び地方税法の規定に基づく消費税率によるものとします。

## 8 広告取扱手数料

広告料金に一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車広告物事務取扱要領に定める広告取扱手数料率を乗じて得た額とします。

## 9 広告物の規格等

### (1) 広告物のサイズ

広告物のサイズ及びポスター枠に覆われるために必要な余白は次のとおりとします。

	サイズ	余白
中づり	B 3 サイズ (縦364mm×横515mm)	上部40mm
まど上	B 3 サイズ (縦 364mm×横 515mm)	上下各 20mm
	B 3 ワイドサイズ (縦364mm×横1,030mm)	

運転台背面	B 3 サイズ 横 (縦 364mm×横 515mm)	上下左右各 20 mm
パンフレット	A 4 サイズ縦 以内 (縦297mm×横210mm以内)	

(2) 素材

ア 中づり、まど上、運転台背面

135kg コート紙と同程度の厚さの紙を使用してください。

イ パンフレット

パンフレットケースの破損や利用者への怪我、周辺への迷惑などの悪影響を及ぼさない素材としてください。

10 パンフレットケースの設置箇所

8511号車・8521号車は降車ドア横壁面の金属製のパンフレットケース、それ以外の車両は運転台背面付近の吊り下げ型のビニール製パンフレットケースになります。

11 デザイン変更

車両運用の都合により、デザイン変更はできません。

12 納品枚数

次のとおりとします。なお、予備を除く枚数となっていますので、必要に応じて予備ポスター及びパンフレットをご用意ください。

中づり	8 枚
まど上	24枚
運転台背面	2 枚
パンフレット	2 箇所

### 13 納品場所

当社が指定する場所に納品してください。

### 14 掲出作業等

掲出作業及び撤去作業はすべて当社が実施し、その日時は次のとおりとします。

#### (1) 掲出作業

掲出開始日前日の13時00分から15時00分に作業を実施します。

#### (2) 撤去作業

掲出終了日翌日以降に作業を実施します。

### 15 掲出状況モニター撮影

掲出開始日前日の15時30分から16時30分に電車事業所で行うことが可能です。

モニター撮影をする場合は、掲出開始日の3営業日前までに、当社に電子メールで、撮影責任者、撮影日、入場人数、撮影時間、撮影車両、広告主名を記載のうえ連絡して、入場申請の手続きを行ってください。

### 16 広告の申込みを規制する業種

掲出審査基準において広告掲出を規制する業種のほか、次に掲げる業種及び事業者からの掲出申込は受け付けておりません。

#### (1) 消費者金融業及び関連業種

#### (2) 宗教団体及び関連業種

#### (3) 政治団体及び関連業種

#### (4) パチンコ店、パチンコ台メーカー及びパチンコ関連業務

#### (5) 質屋、チケット等再販売業

#### (6) 調査会社、興信所、探偵事務所等

(7) 広告掲出審査基準に定める規制する業種との区分が曖昧であると判断される業種

(8) その他当公社が不相当と認める事業者

## 17 掲出期間の運行実績の報告

掲出期間終了日以降、「運行表」（様式）を代理店へ送付します。

## 18 運行保証時間

掲出期間の2週間あたり、100時間の運行を保証します。

保証する運行時間は、掲出期間全ての運行時間を合計して算出し、運行時間の合計における1時間未満の端数は切り捨てとします。

## 19 運行保証時間を下回った場合の広告料金の取り扱い

事故・故障及び点検等の理由により、掲出期間における運行時間の合計が運行保証時間を下回った場合は、次のとおり取り扱います。

(1) 掲出期間の運行時間が、合計10時間以上100時間未満の場合

運行時間が合計90時間以上、100時間未満の場合、10,000円（税別）を請求いたしません。

以下、10時間を単位として10,000円（税別）を請求しない取り扱いとします。

(2) 掲出期間の運行時間が、合計が10時間未満の場合

広告料金を請求いたしません。

## 20 その他

(1) 掲出期間の車両運用

掲出期間中においても、車両運用の都合により運行しない日が設定される場合があります。

(2) 本要領に定めのない事項

本要領に定めのない事項については、当公社と協議するものとします。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月26日）

この要領は、令和4年8月1日から施行する。